

医療法人宏徳会 安藤病院介護医療院
短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の運営規程

(事業の目的)

第1条 安藤病院介護医療院(以下「施設」という。)が行う指定短期入所療養介護施設の事業、介護予防短期入所療養介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員又は介護職員、医師、薬剤師、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び介護支援専門員その他の従業者(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護職員等は、必要とする要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことによりその者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように事業を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 安藤病院介護医療院
- (2) 所在地 津島市唐臼町半池72番地の1

(職員の職権、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職権、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(医師と兼務)

管理者は事業所の従業者の管理及び兼務の管理を一元的に行う。

- (2) 従業員

別に定める安藤病院介護医療院運営規程第4条(2)(3)に定める職種及び員数のとおりとする。従業者は、指定短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護の提供に当たる。

(短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料等)

第5条 指定短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護サービスの内容は次のとおりとし、指定短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合(各利用者の介護保険負担割合証に記載されている負担割合)に応じた額とする。

- (1) 療養上の管理(診療、褥瘡予防を含む)
- (2) 医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話
- (3) 機能訓練
- (4) 食事等の栄養管理

- 2 特別な病室（個室）の費用は、A 3, 850円、B 3, 300円を徴収する。
（尚、特別室8, 800円、2人部屋1, 650円）
- 3 特別な食事の費用は、実費を徴収する。
- 4 理美容代は、丸刈り1, 500円、散髪2,000円を徴収する。
- 5 食費は、朝食429円、昼食704円、夕食704円を徴収する。
（但し、介護保険負担限度額認定証の段階第1～第3段階の方が認定証に記載されている負担限度額を超えた場合は、負担限度額の金額を徴収する）
- 6 滞在費は、個室利用の場合1日1, 770円を徴収する。
（但し、介護保険負担限度額認定証の段階第1～第3段階の方は、基準費用額の1, 668円の内認定証に記載されている負担限度額を徴収する）
多床室（大部屋）利用の場合1日550円を徴収する。
（但し、介護保険負担限度額認定証の段階第1～第3段階の方は、基準費用額の377円の内認定証に記載されている負担限度額を徴収する）
- 7 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 8 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることとする。
（施設の利用に当たっての留意事項）

第6条 看護職員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 看護職員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 気分の悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - (2) サービス利用時は、安藤病院介護医療院の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
 - (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、津島市、愛西市（旧佐屋町エリア）の区域とする。

（非常災害対策）

第8条 病院は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に非難・救出等訓練を行う。

（その他運営についての留意事項）

第9条 病院は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を設備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれからの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は安藤病院介護医療院の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第 10 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備することとする。
- (3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。